

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	公害健康被害補償給付費		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
			担当者名	時田・本間	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	補償給付費（01-01-01）					
事務事業の種類	新規事業	25年度	24年度	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律	
終期設定	有	無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	地域医療の充実[01-03]				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）</li> <li>・公害健康被害の補償等に関する法律により実施させる制度で、「民事責任を踏まえた制度であり、環境汚染（の原因者）による健康被害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とし、専ら被害者救済を目的とした制度」である。この趣旨を踏まえて補償給付は指定疾病による健康被害に限って支給する。</li> <li>・裁判よりも簡易化された画一定型要件により迅速に給付を行う。</li> </ul>					
対象者等	平成25年3月末現在 15歳未満 0人 15歳以上 643人 計 643人(平成24年3月末現在 671名) 参考(25年3月末現在)特別区(19区)計 15,557人 全国(全国40市区)平成24年3月末現在：計 40,015人					
内容	<p>現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の(1)～(8)の個別補償を行っている。</p> <p>(1) 医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）</p> <p>(2) 療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給</p> <p>(3) 障害補償費 障害等級(特級～3級)を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給</p> <p>(4) 児童補償手当 障害等級(特級～3級)を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給</p> <p>(5) 遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（10年間）</p> <p>(6) 遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けるべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給</p> <p>(7) 葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給</p> <p>(8) 診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部（@1,000円）を補助(区単独事業)</p>					
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。					
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	881,410	859,829	792,951	757,889	730,603	700,149	662,459	
決算額(25年度は見込み)	823,919	805,825	755,773	726,408	704,492	669,175	662,459	
人件費等	20,203	13,631	15,110	16,499	17,355	1,584		
減価償却費				9,151	12,596	12,263		
【事務分担量】(%)	30	225	315	315	405	380		
合計(+ +)	844,122	819,456	770,883	752,058	734,443	683,022	662,459	
国(特定財源)	830,147	808,478	755,605	726,216	704,202	669,022	662,262	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	13,975	10,978	15,278	25,842	30,241	14,000	197	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	被認定者数	820	760	727	697	671	643	644
	(内15歳未満)	0	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	医療費		221,779	医療費	207,187	医療費	194,415
	療養手当		53,749	療養手当	52,241	療養手当	50,215
	障害補償費		384,550	障害補償費	371,499	障害補償費	353,496
	遺族補償費		36,682	遺族補償費	30,175	遺族補償費	33,897
	遺族補償一時金		6,618	遺族補償一時金	6,777	遺族補償一時金	24,991
	葬祭料		684	葬祭料	1,143	葬祭料	5,248
	診断書扶助料		290	診断書扶助料	153	診断書扶助料	196

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
標	被認定者数	697	671	643	644	635	大気汚染の影響による健康被害者に対する補償制度のため、請求等に基づく給付等を行う事業であることから各補償の種類ごとに件数の推移を提出する。なお、目標値は、3年間の数値をアベレージ化したものを25年度の目標値（推定値）とした。
	認定患者死亡者数	14	11	20	14	15	
	医療費(延べ件数)	13,637	13,568	13,055	12,300	13,420	
	療養手当(延べ件数)	2,450	2,317	2,275	2,182	2,347	
	障害補償費(延べ件数)	6,038	5,781	5,559	5,280	5,793	
	遺族補償費(延べ件数)	316	281	237	267	278	
	遺族補償一時金(延べ件数)	1	2	2	4	2	
	葬祭料(件数)	5	2	3	8	3	
	診断書扶助料(延べ件数)	192	290	153	196	212	

（問題点・課題分析）	70歳以上の認定者が165名（25.7%）となり、患者の高齢者化が進んでいるため、遺族補償一時金のような不確定要素が増えると予想される。最高齢 95歳（1名）、低年齢者 26歳（4名）
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

議会議事要旨 （要旨）	なし
----------------	----

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	公害健康被害補償給付事務費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	時田・本間	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	事務費（01-01-02）				
事務事業の種類	新規事業	25年度	24年度	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。				
対象者等	平成25年3月現在 15歳未満0人 15歳以上643人 計 643人（平成24年3月末現在 671名）				
内容	<p>法に基づく被認定者の更新及び障害等級の見直しをするための認定審査会（平成25年3月末現在）                      年12回開催 委員12名（医師9名、法律1名、区職員2名）                      《障害等級の見直し》 有級者・・・年1回                      《認定更新期間》 慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫 3年 ぜん息性気管支炎 2年</p> <p>・主治医診断報告書文書料（@3,885） 475件                      ・（認定死亡患者等）医学的検査結果報告文書料（@2,971.5） 9件                      ・医学的検査委託（@6,994～@21,416） 554件</p> <p>医療費を決定するための診療報酬審査会                      年12回開催 委員5名（医師4名、薬剤師1名）</p> <p>・診療報酬取扱手数料 公害医療機関（@525） 3684件                      ・診療報酬取扱手数料 薬局（@262.5） 4440件                      ・診療報酬明細書作成事務手数料（国保連） 非公害医療機関（@1,320） 2319件                      ・療養費等支払事務委託料（国保連） 患者割＋均等割、手数料（@145.23） 552件                      ・診療報酬明細書内容点検事務委託（@102.9） 10533件                      ・診療報酬明細書内容突合点検事務委託（@121.8） 4212件                      ・診療報酬明細書内容入力委託（@36.75） 10476件</p> <p>上記審査会で決定された内容により、障害補償費・遺族補償費・療養費・療養手当・遺族補償一時金・葬祭料の補償給付を行っている。</p>				
経過	昭和63年3月より、第1種地域指定解除により、既認定者の更新・障害等級の見直し・死亡者の遺族補償費の支給に際し、認定審査会を定期的に開催し、給付内容を決定してきた。 平成10年度より、認定審査会は15名から12名に、診療報酬審査会は7名から5名にそれぞれ委員を減員した。				
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）一部委託を含む ・認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。 ・被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	28,653	30,309	30,437	30,871	29,867	28,245	32,773	
予算額	28,653	30,309	30,437	30,871	29,867	28,245	32,773	
決算額（25年度は見込み）	25,947	26,396	28,022	28,748	27,276	28,557	32,773	
人件費等	18,665	7,688	7,004	7,970	6,746	6,595		
減価償却費				3,050	3,110	3,227		
【事務分担量】（%）	240	105	100	105	100	100		
合計（+ +）	44,612	34,084	35,026	39,768	37,132	38,379	32,773	
国（特定財源）	19,624	19,175	18,711	19,134	18,512	18,459	16,383	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	24,988	14,909	16,315	20,634	18,620	19,920	16,390	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
被認定者数	820	760	727	697	671	643	644	
認定診査回数	12	12	12	12	12	12	12	
認定診査会委員数	12	12	12	12	12	12	12	
診療審査委員数	5	5	5	5	5	5	5	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査会委員報酬	3,357	審査会委員報酬	3,335	審査会委員報酬	3,620
報償費	診療報酬手数料	4,993	診療報酬手数料	4,971	診療報酬手数料	5,049	
旅費	審査会委員費用弁償	21	審査会委員費用弁償	62	審査会委員費用弁償	58	
食料費	審査会賄い	19	審査会賄い	19	審査会賄い	23	
一般需用	各種帳票類印刷等	379	各種帳票類印刷等	378	各種帳票類印刷等	718	
役務費	郵送料	1,014	郵送料	969	郵送料	1,057	
委託料	医学的検査委託等	17,044	医学的検査委託等	15,560	医学的検査委託等	22,035	
使用料及び賃借料	公害システム機器使用料（PC等）	193	公害システム機器使用料（PC等）	193	公害システム機器使用料（PC等）	213	
償還金利子及び割引料	返還金	256	返還金	100	返還金	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値（26年度）	
	被認定者数	697	671	643	644	635	公害健康被害補償制度に係る事務のうち、認定の更新及び障害等級等を決定するための認定審査会と、医療費の額を決定するための診療報酬審査会についての推移を提出する。なお、目標値は、3年間の数値をアベレージ化したものを25年度目標値（推定値）とした。
	認定審査会開催数（年）	12	12	12	12	12	
	認定審査会1回当たりの診査件数（平均）	更新16 等級40 遺族：0.8	更新26 等級40 遺族：0.2	更新14 等級39 遺族：0.5	更新15 等級40 遺族：0.5	更新23 等級40 遺族0.6	
	診療報酬審査会開催数（年）	12	12	12	12	12	
	診療報酬審査会1回当たりの診査件数（平均）	個別：31 合同：8 その他：41	個別：31 合同：8 その他：44	個別：27 合同：9 その他：36	個別：31 合同：8 その他：36	個別：31 合同：8 その他：39	

（問題点・課題）  
特になし

他区の実況  
（実施 18 区 未実施 4 区）  
練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）  
なし

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ぜん息教室	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤									
		担当者名	本間	内線	424									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ぜん息教室（01 - 02 - 01）													
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業										
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律									
終期設定	有	無	年度	法令等										
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分									
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]												
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]												
	施策	地域医療の充実[01-03]												
目的	公害認定患者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・挿痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定患者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。													
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民													
内容	<p>実施方法 患者と家族及びぜん息に関心のある方を対象に実施 平成24年度実績</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">講座内容</td> <td style="width: 30%;">開催年月日</td> <td style="width: 40%;">参加者数</td> </tr> <tr> <td>「歌を歌って音楽療法」</td> <td>8月31日(金)アクロスあらかわ</td> <td>37名参加（成人対象）</td> </tr> <tr> <td>「ぜん息ストレッチ体操教室」</td> <td>11月2日(金)北庁舎</td> <td>31名参加（成人対象）</td> </tr> </table> <p>周知方法：区報、チラシ（環境再生保全機構が作成）、区ホームページ、公害認定患者へダイレクトメール</p>					講座内容	開催年月日	参加者数	「歌を歌って音楽療法」	8月31日(金)アクロスあらかわ	37名参加（成人対象）	「ぜん息ストレッチ体操教室」	11月2日(金)北庁舎	31名参加（成人対象）
講座内容	開催年月日	参加者数												
「歌を歌って音楽療法」	8月31日(金)アクロスあらかわ	37名参加（成人対象）												
「ぜん息ストレッチ体操教室」	11月2日(金)北庁舎	31名参加（成人対象）												
経過	<p>児童対象ぜん息事業は15年度から17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっております（実績：22年度8人、23年度3名）24年度からは開催していない。</p> <p>成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。</p>													
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識を得ることで、病状の悪化を防ぐ。													
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)													

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	113	113	113	113	116	116	116
	決算額（25年度は見込み）	112	69	69	77	78	68	116
	人件費等	1,708	497	1,751	2,320	1,543	962	
	減価償却費				872	778	484	
	【事務分担量】（%）	20	8	25	30	25	15	
	合計（+ +）	1,820	566	1,820	3,269	2,399	1,514	116
	国（特定財源）	104	63	67	50	24	35	97
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,716	503	1,753	3,219	2,375	1,479	19
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	延べ参加者数	59	70	96	76	55	68	60
	対象者数	1,638	760	727	697	671	643	644
	大気医療助成（18歳以上）		463	745	956	1,058	1,175	1,173
	大気助成児童対象（18歳未満）		423	331	264	206	156	151

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報償費	講師謝礼等	69	講師謝礼等	65	講師謝礼等	104
	一般需用費	消耗品等	3	消耗品等	1	消耗品等	5
	役務費	郵送料	1	郵送料	1	郵送料	1
	使用料及		5	施設使用料	3	施設使用料	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	参加率	3.9%	2.8%	3.5%	6.0%	6.0%	参加者/対象者(公害・大気患者)
	延べ参加者数	76	55	68	70	70	

(問題点・課題分析)	<p>参加申込者の拡大について、公害認定患者を対象とする福祉事業として、認定患者の減少・高齢化など、参加者の増加は見込めない状況にあるため、予防事業として、認定を受けていない患者、大気医療助成受給者やその家族に対するの事業PRについて、引き続き工夫が必要である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区                      未実施 0 区）</p> <p>23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」のため、予防事業は実施無し。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
教室開催については従来どおり区報に掲載する。参加者増を計るため、窓口等の来客者へも呼びかけを行う。	前年に引き続き、受講者を増やすため、開催方法や周知方法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

況議会(要質問状)	なし
-----------	----

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	水泳教室	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	本間	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	水泳教室（01 - 02 - 02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。				
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住の小学1年生から小学6年生（募集50名）（S60年度～H20年度）平成21年度からは回数及び対象を拡大し小学1年生から中学3年生（募集各50名）として開催平成24年度からは対象をさらに拡大し5歳児から中学3年生として開催 実績：平成19年度 参加41名 平成20年度 参加19名 平成21年度 参加者のべ30名 平成22年度 参加者のべ32名 平成23年度 参加者13名 平成24年度 参加者16名				
内容	<p>実施時期 平成24年6月14日～10月11日 週1回計10回(毎週木曜) 8月は休み</p> <p>場所 荒川総合スポーツセンター 大・小プール</p> <p>定員 各50名(対象：5歳児～中学3年生のぜん息患者)</p> <p>参加方法 対象者に個別通知及び区報掲載により募集 (主治医の意見書及び医師による事前健診の判断等により、参加者の可否を決定)</p> <p>医療体制 毎回実施前に医師の健診及びピークフロー測定を行う。 実施後、ピークフロー測定をし、必要に応じて医師の健診を行う。</p> <p>実施体制 医師1名、看護師1名、水泳指導員5名及び事務局</p> <p>事業区分 公害健康被害予防事業</p>				
経過	平成11年度より、対象年齢の公害認定患者が0名となり、参加者は、都大気汚染健康障害医療助成者となる。平成16年度から主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。平成17年度に医師・看護師の謝礼を見直した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し増額した。平成21年度より転地療養事業終了に伴い、対象年齢を(旧小1～小6 新小1～中3)広げ、前期・後期の開催とした。平成23年度より指導員を6名から5名に減らした。平成24年度より対象年齢を5歳児～中3とした。				
必要性	水泳は、気管支ぜん息の治療に適した運動療法として広く普及し、水泳を中心とした運動療法は、体力・運動能力向上による身体機能回復の面ばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 前期・後期(1教室5回×2回)実施。受付時体温測定及びピークフロー実施のうえ、医師の診察を受けてから水泳教室を開始。技術力により4班から5班に分けて指導員が水泳を教える。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,259	1,281	2,507	2,507	2,132	1,533	1,401	
決算額(25年度は見込み)	1,210	1,062	2,108	2,139	1,507	1,371	1,401	
人件費等	3,965	2,060	2,932	3,610	3,782	4,666		
減価償却費				1,598	2,022	2,582		
【事務分担当】(%)	50	35	50	55	65	80		
合計(+ +)	5,175	3,122	5,040	7,347	7,311	8,619	1,401	
国(特定財源)	1,183	983	1,936	2,094	1,737	1,510	1,576	
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	3,992	2,139	3,104	5,253	5,574	7,109	-175	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	参加人数	41	19	33	32	13	16	20
	大気認定患者対象者数	509	197	256	190	136	83	100

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	医師・指導員謝礼等	1,188	医師・指導員謝礼等	1,080	医師・指導員謝礼等
一般需用費	消耗品費	29	消耗品費	29	消耗品費	30	
役務費	通知等郵送料	23	通知等郵送料	19	通知等郵送料	47	
使用料及び賃借料	施設使用料	267	施設使用料	243	施設使用料	244	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	参加者数	32	13	16	50	30	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の減少（保護者が仕事で送迎出来ない。既に水泳教室に通っている。塾や部活動で忙しい。）</li> <li>・医師、看護師の確保が困難。</li> <li>・大気汚染健康障害者に対する医療費の助成利用者の減少（子ども医療費助成等）でぜん息の児童の把握が困難となっている。</li> </ul>
----------	---

他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 15 区 未実施 3 区）荒川区を除く旧指定地域18区中</p> <p>* 未実施区 北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 2区(練馬・杉並)実施」</p>
-------	--

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	より良い周知方法と効果的な教室運営を検討する。	検討した内容を踏まえて、事業を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務である。

況議（要質問状）	なし
----------	----



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	療養講座	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	本間	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	療養講座（01 - 02 - 03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	患者及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。				
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民				
内容	<p>実施方法 対象は患者とその家族で、患者の対象者に事業の案内を送付し、電話により申込みを受付する。事業の案内は、ぜん息教室（ぜん息の症状に対する実技対応の指導）と合わせて行い、効果を高めるようにする。</p> <p>実施時期 年1回 [1回2時間程度]</p> <p>場所 荒川区保健所 対象者に個別通知及び区報掲載により募集</p> <p>講師 毎年具体的なテーマを設定し、妥当な講師を選定</p> <p>平成20年度 「気管支ぜん息の理解、在宅酸素療法」 11月2日 保健所301会議室 14名参加</p> <p>平成21年度 「気管支ぜん息の内服・吸入・ステロイド薬との上手な付き合い方」 10月5日 保健所301会議室 43名参加</p> <p>平成22年度 「最新の気管支喘息治療」 11月11日 保健所301会議室 31名参加</p> <p>平成23年度 「気管支ぜん息の最新治療と病院への上手なかかり方」 12月13日 保健所301会議室 36名参加</p> <p>平成24年度 「気管支ぜん息の最新治療と自己管理について」 11月26日 保健所301会議室44名参加</p>				
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は実施していない。成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後で開催している。				
必要性	環境省の補助事業であり、患者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図ることは行政の役割である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	74	74	74	94	92	118	118	
決算額（25年度は見込み）	65	35	67	49	55	66	118	
人件費等	854	472	1751	2320	983	826		
減価償却費				872	467	323		
【事務分担量】（％）	10	7	25	30	15	10		
合計（+ +）	919	507	1818	3241	1505	1215	118	
国（特定財源）	57	66	41	38	34	33	99	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	862	441	1777	3203	1471	1182	19	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
延べ参加人数	12	14	43	31	36	44	39	
対象者数	820	760	727	697	671	643	644	
参加率	1.4%	1.8%	5.9%	4.4%	5.4%	6.8%	6.0%	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	26	26	講師謝礼	26	講師謝礼
一般需用費	消耗品費	10	9	消耗品費	9	消耗品費	13
役務費	通知等郵送料	19	31	通知等郵送料	31	通知等郵送料	66

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
参加率		4.4%	5.2%	6.8%	6.0%	6.0%	参加者/対象者

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。</li> <li>・公害認定患者以外にも、気管支ぜん息等を患っている患者や、家族対象に興味の持てる講座を計画する。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 16 区                      未実施 2 区）荒川区を除く旧指定地域18区中</p> <p>* 未実施区    中央区    港区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
参加者からアンケート等を取り、認定患者等のニーズを把握する。	認定患者やぜん息患者が関心を持つテーマについての講演を依頼する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等含めて検討する。

況議（要質問状）	なし
----------	----

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

<b>事務事業名</b>	家庭療養指導	<b>部課名</b>	健康部保健予防課	<b>課長名</b>	後藤
		<b>担当者名</b>	伊藤	<b>内線</b>	424
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）</b>	家庭療養指導（01 - 02 - 04）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業	25年度	24年度	建設事業	それ以外の継続事業
<b>開始年度</b>	昭和	平成	52年度	<b>根拠法令等</b>	公害健康被害の補償等に関する法律
<b>終期設定</b>	有	無	年度		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	<b>施策</b>	地域医療の充実[01-03]			
<b>目的</b>	保健師が公害認定患者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。				
<b>対象者等</b>	公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。				
<b>内容</b>	<b>主な訪問対象者</b>	病状が悪化傾向にある者 在宅酸素療法患者等、病状把握の必要な者 病気に對し、家庭の理解が浅い者 日常生活の管理が充分でない者			
	<b>実施方法</b>	選定した患者宅に事前連絡し、保健師が訪問し話を聞き状況に合わせ助言する。 梅の木会（患者会）公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を中心に生活の質が向上することを目的として、結成された。 現時点で会員10名、毎月1回（8月・2月は休み）集まって呼吸筋のストレッチ体操や散策や栄養教室等を行なっている。			
<b>経過</b>	<b>年間延べ訪問件数</b>	平成 16年度 80件	平成 17年度 119件	平成 18年度 48件	
		平成 19年度 107件	平成 20年度 82件	平成 21年度 91件	
		平成 22年度 92件	平成 23年度 82件	平成 24年度 80件	
<b>必要性</b>	認定患者の高齢化（65歳以上 30.5%）で、相談のため保健所まで来所する事が困難なケースも少なくない。生活の場で、状況に応じた時間で面接指導する必要がある。				
<b>実施方法</b>	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 一部委託を含む 公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。				

		（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	7	7	7	7	6	6	6	
	決算額（25年度は見込み）	6	0	3	3	5	3	6	
	人件費等	3,843	732	856	977	818	813		
	減価償却費				1,017	933	968		
	【事務分担当】（%）	45	30	35	35	30	30		
	合計（+）	3,849	732	859	1,997	1,756	1,784	6	
	国（特定財源）	270	270	266	296	249	260	149	
	都（特定財源）								
その他（特定財源）									
一般財源	3,579	462	593	1,701	1,507	1,524	-143		
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	
	延べ訪問件数	107	82	91	92	82	80	80	
	被認定患者数	820	760	727	697	671	643	644	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用	消耗品	5	消耗品	3	消耗品	5
	役務費	通知等郵送料	0	通知等郵送料	0	通知等郵送料	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
訪問件数		92	82	80	80	78	訪問対象者は主として65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者。

（問題点・課題分析）	・被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化するとともに、訪問件数及びかかる時間が増大している。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 0 区）荒川区を除く旧指定地域18区中

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
高齢認定患者支援のため、高齢者福祉課等関係部署と調整を図る。	引き続き、高齢者福祉課等関係部署と療養支援の調整を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

議会議事録（要旨）	なし
-----------	----

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費	部課名 健康部保健予防課	課長名 後藤	担当 424
		担当者名 本間	内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	大気汚染障害者認定審査会事務費（01 - 03 - 01）			
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 62 年度	根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例(東京都)	
終期設定	有 無 年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]		
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]		
	施策	地域医療の充実[01-03]		
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。			
対象者等	都の区域内に引き続き1年(3歳未満は6ヶ月)以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者。平成20年8月1日より年齢制限撤廃(但し、18歳以上は気管支ぜん息、禁煙者) 平成20年時の患者数予測 都内約78,000人(荒川区1,450人)			
内容	<p>条例に基づき、対象疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症)患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回(年12回)開催する。</p> <p>審査会委員構成 6名(医学6名[内1名保健所長])</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>(平成25年3月末現在患者数) 都認定患者数(18歳以上) : 93,041名</p> <p>認定患者数 : 1,331名(18歳未満 156名、18歳以上 1,175名)</p> <p>18歳以上認定者の内 : 65歳以上 : 302名(26%)、75歳以上 : 139名(12%)</p> <p>* 助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。(申請受理1件あたり1,770円)</p>			
経過	<p>(昭和47年10月 医療費助成制度施行&lt;東京都&gt;)</p> <p>昭和63年3月 公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>平成15年1月 都条例施行規則改正の施行主な改正点 申請等に係る各様式及び添付書類等の変更 新規申請時の診断書及びレントゲン添付から主治医診断報告書の提出への簡素化及び従前使用の様式についての表記内容の変更等</p> <p>* 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃する。但し、18歳以上は、禁煙している方で、気管支ぜん息のみ。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。</p>			
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。			
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,431	2,471	1,420	1,460	1,478	1,573	1,517	
決算額(25年度は見込み)	1,223	1,878	1,238	1,430	1,356	1,321	1,517	
人件費等	5,673	5,692	6,027	6,505	10,586	7,706		
減価償却費				2,760	3,888	3,227		
【事務分担量】(%)	70	85	95	95	125	100		
合計(+ +)	6,896	7,570	7,265	10,695	15,830	12,254	1,517	
国(特定財源)								
都(特定財源)		6,733						
その他(特定財源)								
一般財源	6,896	837	7,265	10,695	15,830	12,254	1,517	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	認定患者(18歳未満)	526	423	331	264	206	156	98
	認定患者(18歳以上)		463	745	956	1,058	1,175	1,248

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査委員報酬	1,097	審査委員報酬	1,117	審査委員報酬	1,216
一般需用	事務用品・帳票	124	事務用品・帳票	100	事務用品・帳票	151	
役務費	郵送料	135	郵送料	148	郵送料	150	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
標	審査件数	70.1	50.4	52.1	60.0	70.0	審査会1回当たりの審査件数 (年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値

(問題点・課題)	<p>平成15年1月の都条例施行規則改正が施行されたことに伴い、申請書類(主治医診断報告書・健康状態に関する申告書・生活環境に関する質問票)が増えたことにより、新規及び更新申請の手続きが複雑・煩雑化し、1件あたりに係る所要時間が増大した。</p> <p>手続きの簡素化並びに公害保健システムにあわせて大気汚染事務についても20年7月に、システム化を図った。平成19年度より、子ども医療費助成制度(小学生から中学生すべて)の新設により大気の新規申請及び更新申請が減少した。平成20年8月より年齢制限撤廃のため認定患者数が増加した。</p>
実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
患者の申請受付及び認定事務について正確に行う。また住所要件確認を適正に行う。	住所要件確認を適正に行い、患者の申請受付及び認定事務について正確に行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	都条例に基づく事務

議会質問状況(要)	<p>平成21年1定 現在の申請者数及び当初の総定数について</p> <p>平成21年1定 申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について</p> <p>平成21年1定 医療機関における申請書の配付について</p> <p>平成21年1定 診断書にかかる費用について</p>
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	浅倉	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	インフルエンザ予防接種費用助成事業（01 - 02 - 05）				
事務事業の種類	新規事業	（ 24年度 23年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19 年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	被認定者の定期予防接種の促進を図ることで、被認定者の健康の保持に寄与することを目的とする。				
対象者等	65歳以上の荒川区公害認定患者（区外在住者も対象） 平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とする。				
内容	対象者： 荒川区の公害認定患者であること。 65歳以上の方。 生活保護受給世帯に属していない方。 高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方 助成金額： 2200円（2200円を限度として自己負担分を助成。） 25年度より、自己負担額を助成。 助成回数： 1回 実施期間： 24年10月1日～25年1月31日 申請締切： 25年2月15日 請求方法： 公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、 予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。				
経過	平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とする。 申請者数： 21年3月末 111件（49%） 65歳以上の患者228名（平成19年度は93件） 22年3月末 104件（内区外4名含む）（46.4%） 65歳以上の患者224名 23年4月末 95件（43.4%） 65歳以上患者219名 24年3月末 99件（48.1%） 65歳以上の対象者206名 24年度実績 25年1月末 98件（50.3%） 65歳以上の対象者195名				
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	255	255	278	333	274	269	806	
決算額（25年度は見込み）	228	249	242	228	234	230	806	
人件費等	1,025	847	1,629	1,744	1,694	1,652		
減価償却費				581	622	645		
【事務分担量】（%）	10	10	20	20	20	20		
合計（ + + ）	1,253	1,096	1,871	2,553	2,550	2,527	806	
国（特定財源）	170	170	182	179	168	171	202	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,083	914	1,692	2,385	59	59	604	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	助成件数	93	111	104	95	99	98	233
	65歳以上被認定患者数	234	228	224	219	206	195	200
	64歳以下被認定患者数							444
	接種率（65歳以上）	39.7%	48.6%	46.4%	43.4%	48.1%	59.8%	53.3%
接種率（64歳以下）							30.0%	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品（用紙類）		2	消耗品（用紙類）	0	消耗品（用紙類）
役務費	郵送料（周知用）		17	郵送料（周知用）	15	郵送料（周知用）	52
扶助費	助成費（@2,200）		215	助成費（@2,200）	215	助成費（@2,200）	752

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値（26年度）	
標	助成件数	95	99	98	233	225	対象患者の60%
	接種率（65歳以上）	43.4%	48.1%	50.3%	53.3%	53%	助成申請者/対象者
	接種率（64歳以下）	/	/	/	30.0%	30%	助成対象者/対象者

（問題点・課題）	<p>・国と都の制度が異なるため、同じ疾病（気管支ぜんそく等）でも大気医療助成患者にはインフルエンザ予防接種費用の自己負担金の助成制度がない。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 0 区）荒川区を除く旧指定地域 18 区 旧指定地域（練馬・杉並・世田谷・中野を除く）で実施済。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
本年度から新たに年齢制限を撤廃するため、助成該当者が増えるなか、円滑に助成事業を行う。	前年に引き続き、円滑に助成事務を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
平成25年度	平成26年度	
継続	継続	国の法定事務

況議（要旨）	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	今田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	後天性免疫不全症候群予防対策事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	感染症予防法、特定感染症予防指針	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。				
対象者等	区民				
内容	正しい知識の普及 ・中学校生徒等を対象にした健康教育 ・依頼による健康講座への講師派遣 ・区民へのパンフレットの配布 ・ビデオ・パネルなどの貸出し ・電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施				
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始した。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施した。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施した。 ・平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。 ・平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施した。 ・平成23年度、24年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。 ・平成25年度は、区立中学校5校で講演会を実施予定。				
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） HIV検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体（血液）は外部検査機関（健康安全研究センター）に委託している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	226	226	226	226	550	226	226	
決算額（25年度は見込み）	219	138	211	166	279	190	226	
人件費等	1,708	4,235	3,257	3,924	3,388	2,891		
減価償却費				1,307	1,244	5,970		
【事務分担量】（%）	20	50	40	45	40	35		
合計（+ +）	1,927	4,373	3,468	5,397	4,911	9,051	226	
国（特定財源）	114	43	62	59	65	112	112	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,813	4,330	3,406	5,338	4,846	8,939	114	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
HIV検査件数	114	114	50	71	55	50	59	
電話相談	211	262	102	104	132	89	113	
来所相談	252	239	95	152	116	109	124	
中学校対象エイズ教育講演会	5	4	5	5	5	5	5	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		賃金	HIV採血医師雇い上げ	67	HIV採血医師雇い上	0	HIV採血医師雇い上
報償費	予防教育講師謝礼5名	124	予防教育講師謝礼5名	118	予防教育講師謝礼5名	130	
一般需用	採血用品、消耗品	56	採血用品、消耗品	40	採血用品、消耗品	64	
役務費	受信専用電話使用料	32	受信専用電話使用料	32	受信専用電話使用料	32	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	中学生等対象エイズ教育講演会	5回	5回	5回	5回	5回	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	中学生等対象エイズ教育講演会参加者数。	530人	495人	497人	600人	700人	中学校在学中全員が受講する。
	区報掲載回数	2回	2回	2回	2回	2回	

（問題点・課題 指標分析）	<p>H I V感染者が増加する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）</p> <p>全都的に実施。</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
学校の協力のもと、講演会の対象者を中学生及びその保護者にまで拡大する。	講演会の内容の充実を図り、より正しい知識の普及啓発を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	国の法定事務であり、エイズ患者及びH I V感染者の発生の減少のため重要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	感染症予防対策費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	今田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		感染症予防対策費（01 - 03 - 01）			
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。				
対象者等	感染症にり患した、あるいはり患した恐れのあるもの（当区病院で届出があったものについては勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）				
内容	感染症の発生予防及びまん延防止に必要な措置指導を人権に配慮して行う。 （検査内容） 緊急肝炎ウイルス検査事業、H I V検査、クラミジア抗体検査、疫学調査の際に採取した検体の検査 （検体搬送手段） バイク便を活用 （患者の移送） 結核等感染症患者を移送するため、委託契約を締結し民間移送業者を活用				
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症審査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信として、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。				
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であり、そのための検査等の実施・医療機関への措置及び保健衛生指導の必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） H I V検査、クラミジア抗体検査、積極的疫学調査の際の調査での問診、検体採取等は保健所で実施し、検体検査（血液等）は外部検査機関（健康安全研究センター）に委託している。 （緊急肝炎ウイルス検査、バイク便、患者移送は全部委託契約）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	6,332	15,384	9,269	10,586	9,619	9,000	8,054	
決算額（25年度は見込み）	5,935	10,274	7,672	8,693	6,579	7,096	8,054	
人件費等	14,091	7,623	8,958	13,342	13,973	11,566		
減価償却費				4,445	5,132	4,518		
【事務分担量】（%）	165	90	110	153	115	140		
合計（+ +）	20,026	17,897	16,630	26,480	25,684	23,180	8,054	
国（特定財源）	1,109	1,209	1,236	1,351	1,525	1,743	1,659	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	18,917	16,688	15,394	25,129	24,159	21,437	6,395	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	0
	細菌検査	12,544	12,351	3,338	3,525	3,005	2,892	3,142
	性感染症等検査	110	110	45	67	52	48	56

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用 役務費 委託料 負担金及び交付金 償還金利	検査器具等	39	検査器具等	230	検査器具等	220	
	郵便料	130	郵便料	142	郵便料	188	
	性感染症検査委託	5,837	性感染症検査委託等	5,542	性感染症検査委託等	7,128	
	移送料	0	移送料	52	移送料	293	
	感染症審査協議会分 担金	0	感染症審査協議会分 担金	0	感染症審査協議会分 担金	134	
	医療費	0	医療費	0	医療費	91	
	国庫負担返還金	573	国庫負担返還金	1,130	国庫負担返還金	0	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	感染症連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	
	小児感染症発生情報配信	86か所	86か所	86か所	86か所	86か所	今後の新設箇所も配信対象とする。

（問題点・課題分析）	感染症胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症など様々な感染症が発生しており、時に集団感染事例や重症者の発生も起こる。このような事例を未然に防ぐためには、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 全都的に実施。

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
連絡会及び講習会の開催増。	発生状況の早期把握及び感染拡大防止のため、施設職員等への基本的知識を習得し、対策の理解を図る。
区内全保育園・幼稚園・小中学校を対象に、より迅速な情報配信を徹底する。	引き続き区内各関係機関との情報の共有化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法定事務</li> <li>・さまざまな感染症のまん延防止対策は最重要課題である。</li> </ul>

況議 （要 旨 問 状）	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	新型インフルエンザ対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	本田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	新型インフルエンザ対策事業費（02-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	新型インフルエンザ発生した場合に区民の生命を守る。				
対象者等	区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。</li> <li>・講演会開催により新型インフルエンザ対策の周知啓発を行う。</li> <li>・インフルエンザ区独自定点（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。</li> </ul>				
経過	<p>平成20年5月「感染症法」一部改正により、新型インフルエンザは、一類～五類感染症に属さない「新型インフルエンザ等感染症」として取り扱われることとなった。（感染症予防対策事業から独立して新型インフルエンザ対策事業が確立）</p> <p>平成21年4月、インフルエンザ（H1N1）2009がメキシコで発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置</li> <li>・区民向け講演会（ムーブ町屋 参加区民約130人）の実施、区報特集号の発行、マスクの配付</li> <li>・第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」（230,447千円）を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了{接種費用助成者数20,556人（23.8%）}</li> </ul> <p>平成22年10月1日新型インフルエンザワクチン（3価）接種開始（助成者数40,006名）健康推進課担当</p> <p>平成22年12月 荒川区新型インフルエンザ事業継続計画（BCP）策定。総務企画課主導</p> <p>平成22年12月9日新型インフルエンザ発生時対応訓練実施（保健所対応）</p> <p>平成23年3月31日新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザとして扱い、その対策も季節性インフルエンザ対策へ移行することを厚生労働省が公表。</p> <p>平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定（平成25年4月施行）</p> <p>平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定。総務企画課</p> <p>平成25年4月5日中国で鳥インフルエンザA（H7N9）が発生したことに伴い、健康危機対策連絡会を設置。</p>				
必要性	新型インフルエンザ（H5N1型）における荒川区の被害想定では、区民の約30%の61,400人が感染し、感染者の0.53%～2%の320人～1,200人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	予算額		52,296	243,332	5,786	1,447	497	470	
	決算額（25年度は見込み）		32,720	72,297	497	1,252	392	470	
	人件費等		7,623	17,916	6,976	6,775	4,544		
	減価償却費				2,324	2,488	1,775		
	【事務分担量】（%）		90	220	80	80	55		
	合計（+ +）	0	40,343	90,213	9,797	10,515	6,711	470	
	国（特定財源）								
	都（特定財源）		10,708	13,851					
	その他（特定財源）								
	一般財源	0	29,635	76,362	9,797	10,515	6,711	470	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	講演会開催	2	3	2	3	2	2	2	
	区報	2	2	1	0	0	0	0	
	リーフレット発行		5	0	1	0	0	0	
	荒川区ホームページ掲出			1	1	1	1	1	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報償費	講師謝礼・定点謝礼	367	講師謝礼・定点謝礼	367	講師謝礼・定点謝礼	419	
	タミフル購入等	852	N95マスク購入	7	N95マスク等購入	33	
一般需用費	N95マスク購入	15					
役務費	携帯電話用プリペイドカード	18	携帯電話用プリペイドカード	18	携帯電話用プリペイドカード	18	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	講演会開催	3回	2回	2回	2回	2回	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回
	課・所訓練(シミュレーション)	1回	1回	1回	1回	1回	
	リーフレット・区報特集号発行	2回	1回	0回	1回	1回	23年度はホームページ1回、キッズニュース1回

（問題点・課題）	<p>21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009では、健康危機対策本部を速やかに立ち上げ対策を講じた。本部のもと各関係の部課等での連携は十分図られた。今後は、新型インフルエンザ等特別措置法の成立を踏まえ、これまでの強毒型の新型インフルエンザ発生時を想定した対策の整備とともに、より一層の連携を構築するため、各関係機関との情報の共有化を図る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
新型インフルエンザ対策行動計画の作成	医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。
新型インフルエンザ対策のこれまで以上の啓発活動	引き続き新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法定事務。</li> <li>・新型インフルエンザのまん延防止対策は最重要課題である。</li> </ul>

（状況）	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	本田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	結核検診（01-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
				計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。				
対象者等	簡易宿泊所等に宿泊する者 患者の家族及び患者と接触があった者 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）				
内容	簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校近くに検診車を配車し、胸部X線撮影を実施する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。</li> <li>平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。</li> <li>平成16年度業態者検診は廃止する。</li> <li>平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。</li> <li>平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法二類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。</li> <li>平成21年度新型インフルエンザの発生により、2回実施予定であった日本語学校検診は、1回の実施とした。また、結核の新登録患者が増え、減少していた結核罹患率が上昇した。</li> </ul> 平成24年度、日本語学校検診2回実施（5月、10月）延べ受診者数1,986人 平成24年度、ハイリスク検診1回（10月）受診者数67人				
必要性	結核のまん延防止のために重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者 - CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 対象者 - 検査を所内で実施する体制を整えているが、集団発生等で多数の対象者へ対応する場合や就業形態等の事情により、夜間・休日等に検査を実施する場合に対応するため、業務の一部を外部医療機関に委託して実施。 対象者 - X線検診車の配車及び読影を委託して実施。 結核菌感染診断補助検査（QFT検査）は足立区に委託。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,629	3,396	3,895	3,650	4,392	4,411	3,664	
決算額（25年度は見込み）	2,414	3,221	3,140	2,893	2,709	3,700	3,664	
人件費等	7,686	10,164	6,515	9,121	12,675	8,261		
減価償却費				3,631	5,287	3,227		
【事務分担量】（%）	90	120	80	125	170	100		
合計（+ +）	10,100	13,385	9,655	15,645	20,671	15,188	3,664	
国（特定財源）	926	1,300	2,207	1,260	1,151	1,300	1,326	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	9,174	12,085	7,448	14,385	19,520	13,888	2,338	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	結核検診（ハイリスク検診）	90	89	97	76	91	67	120
	患者家族・接触者検診	355	509	613	456	256	460	390
	日本語学校検診日数	5	6	3	6	5	6	6
	日本語学校受診者数	2,026	2,165	1,003	2,416	1,706	1,986	2,100

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
賃金	読影医師雇上げ	243	読影医師雇上げ	360	医師雇上げ	333	
	QFT医師雇上げ	203	QFT医師雇上げ		QFT医師雇上げ	0	
報償費			ツベルクリン検査（医師）	104			
一般需要	検診用消耗品等	272	検診用消耗品等	320	検診用消耗品等	315	
役務費	事業所連絡用郵便料	106	事業所連絡用郵便料	55	事業所連絡用郵便料	112	
委託料	検診委託費等	1,885	検診委託費等	2,861	検診委託費等	2,904	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	日本語学校検診率	84.5%	88.0%	98.1%	100.0%	100.0%	受診者 / 対象者
	ハイリスク検診	76人	91人	67人	120人	120人	受診数
	接触者・患者家族健診	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	受診者 / 対象者

問題点・課題 （指標分析）	<p>区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者健診は重要である。結核発生があった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者の把握が課題となっている。</p> <p>り患率（22年：全国18.2 荒川36.2 23年：全国17.7 荒川27.5） （り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
結核発生時の接触者健診の充実	引き続き結核のまん延防止を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法定事務</li> <li>・結核り患率減少のため重要である。</li> </ul>

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	患者管理（01 - 02 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	
終期設定	有 無	年度	法令等	に関する法律第53条の12、13、15	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。				
対象者等	結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く） 治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。				
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。				
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所D O T S（直接服薬支援）を開始。 平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。				
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象 - 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） 対象 - 所内においての検査を原則としているが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。 平成23年度までは[委託先]財団法人結核予防会複十字病院、第一健康相談所 [委託内容]胸部X線撮影・喀痰検査等で年間契約を締結していたが、実績が少ないことから、24年度以降は必要に応じてかかりつけ医療機関毎に委託することとした。（保健所で検査することが基本方針）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,191	1,057	1,059	1,129	1,333	1,326	1,260
	決算額（25年度は見込み）	760	747	690	990	1,185	1,142	1,260
	人件費等	13,664	4,235	7,329	19,551	18,301	11,813	
	減価償却費				7,698	7,775	4,614	
	【事務分担量】（%）	160	50	90	265	210	143	
	合計（+ +）	14,424	4,982	8,019	28,239	27,261	17,569	1,260
	国（特定財源）	78	125	1	7	23	21	32
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	14,346	4,857	8,018	28,232	27,238	17,548	1,228
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	定期病状調査報告数	142	166	131	216	274	283	258
	管理検診受診者数	16	18	23	78	98	93	90

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	レントゲン現像料	10	レントゲン現像料	4	レントゲン現像料	16
一般需用	喀痰検査材料等	272	喀痰検査材料等	209	喀痰検査材料等	242	
役務費	郵便料、報告手数料	903	郵便料、報告手数料	929	郵便料、報告手数料	956	
委託料	検査委託	0	検査委託	0	検査委託	46	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合	0.0%	3.6%	-	5.0%	5.0%	結核患者の治療失敗・脱落率 (単位%) 年単位
	本人・家族面接	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	面接者数 / 結核新規登録者数

(問題点・課題 指標分析)	東京都結核予防推進プラン2012において、平成27年までの目標値として、治療失敗・脱落率5%以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%を掲げている。当区においては、都内でも住所不定者や外国人患者割合が多いため、より丁寧な患者管理を行う必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
効果的な治療の完遂を確実にするため、服薬支援ができる薬局を増やす。	DOTS（直接服薬確認療法）を推進するために薬局のみならず医療等関係機関とのネットワークの構築を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法定事務</li> <li>・結核り患率減少のため重要である。</li> </ul>

況議 (要 旨 問 状)	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	感染症診査協議会（結核部会）	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	感染症診査協議会（結核部会）（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に		
終期設定	有 無 年度	法令等	に関する法律第18条,19条,20条,24条,37条の2		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	入院勧告・就業制限の報告及び入院延長勧告の診査等 医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査				
対象者等	結核患者				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院勧告・措置並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。				
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症法が改正され、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。				
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,930	2,951	2,976	2,929	2,982	2,982	2,982
	決算額（25年度は見込み）	2,702	2,618	2,684	2,807	2,833	2,770	2,982
	人件費等	5,124	6,776	4,479	3,924	2,964	3,304	
	減価償却費				1,307	1,089	1,291	
	【事務分担量】（%）	60	80	55	45	35	40	
	合計（ + + ）	7,826	9,394	7,163	8,038	6,886	7,365	2,982
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,826	9,394	7,163	8,038	6,886	7,365	2,982
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	開催数	24	24	24	24	24	24	24
	第37条の2診査	137	130	132	122	119	122	121
	第19条及び20条診査	131	116	105	115	84	85	95

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	2,765	委員報酬	2,706	委員報酬	2,907
特別旅費	委員費用弁償3名分	46	委員費用弁償3名分	44	委員費用弁償3名分	51	
一般需要	図書等	7	図書等	8	図書等	8	
	賄い飲料（お茶）	15	賄い飲料（お茶）	12	賄い飲料（お茶）	16	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	診査件数	237件	203件	207件	216件	209件	診査予定件数

(問題点・課題 指標分析)	<p>平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行う必要があり、現在委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。休日前等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。</p>
他区の実況	( 実施 22 区                      未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
迅速診査会のための連絡体制をさらに確実にする。	迅速診査会のための連絡体制を引き続き確実なものにしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

(議会議事 要旨)	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	本田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	医療扶助（01 - 02 - 03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	
終期設定	有 無	年度	法令等	に関する法律第40条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。				
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。				
内容	感染症法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。				
経過	平成19年4月から、感染症法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。				
必要性	感染症法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				
	社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	48,501	47,345	38,859	32,270	24,497	21,887	21,538	
決算額（25年度は見込み）	38,299	25,973	19,495	26,300	15,884	17,516	21,538	
人件費等	2,135	1,694	1,628	872	1,694	1,652		
減価償却費				291	622	645		
【事務分担量】（%）	25	20	20	10	20	20		
合計（ + + ）	40,434	27,667	21,123	27,463	18,200	19,813	21,538	
国（特定財源）	21,378	18,159	11,411	15,505	14,334	12,476	15,521	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	19,056	9,508	9,712	11,958	3,866	7,337	6,017	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	国保請求数	416	418	509	484	529	573	484
	社保請求数	397	550	464	493	508	456	493
	療養費					1	1	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事務費		87	事務費	81	事務費
扶助費	結核医療費		15,797	結核医療費	16,602	結核医療費	21,456
償還金				平成23年度分国庫負担金返還	833		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	第37条の2受診件数	850	942	946	850	870	3～2月診療分 目標値は4か年平均
	第37条受診件数	127	95	83	127	119	3～2月診療分 目標値は4か年平均

(問題点・課題 指標分析)	医療費を公費負担する際に必要な「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要となっており、診査会（毎月2回）に申請させる必要があるが、患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合が多い。
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	単身者が入院の際、税務署等に出向くことが困難な場合、課税情報を確認できる方法を検討する。
	単身者が入院の際、税務署等に出向くことが困難な場合、委任状を活用して課税情報を確認する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

(状況 議会 要旨 質問 状)	
-----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	育成医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	育成医療給付（01-04-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠法令等	障害者総合支援法第52～58条、障害者総合支援法施行令第27～35条、荒川区障害者総合支援法施行細則第11～15条		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるもの。				
内容	<p>（申請方法等） 申請は育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を保健所長に提出する。育成医療の給付を決定したときは、自立支援医療費支給（変更）認定通知書、受給者証、自立支援医療（育成医療）上限額管理票を保護者に交付する。</p> <p>（給付の内容） 指定医療機関における診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術（マッサージ）、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度が設定されている。</p>				
経過	<p>平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により、審査・認定・受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。</p> <p>平成25年度から都道府県並びに指定都市及び中核市が処理する育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給等の事務が全ての市町村へ委譲されたため、都区制度改革に基づき実施していた形から、区が実施主体として行う事務へと変更になった。</p>				
必要性	障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることで、生活能力を取得し、自立した生活が可能となるように支援することが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,973	2,138	2,422	2,021	2,249	9,591	2,103	
決算額（25年度は見込み）	925	647	2,247	1,919	1,437	4,885	2,103	
人件費等	854	1,694	1,221	1,831	847	826		
減価償却費				610	311	323		
【事務分担量】（%）	10	20	15	21	10	10		
合計（+ +）	1,779	2,341	3,468	4,360	2,595	6,034	2,103	
国（特定財源）								
都（特定財源）	925	634	2,247	1,865	1,436	4,884	1,573	
その他（特定財源）								
一般財源	854	1,707	1,221	2,495	1,159	1,150	530	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	申請件数	13	11	17	18	14	13	15

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品	1		消耗品	1	消耗品
委託料	事務費	3		事務費	3	事務費	4
扶助費	医療費	1,433		医療費	4,881	医療費	2,098

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	自立支援（育成医療）認定者	18	14	13	15	14	

（問題点・課題 指標分析）	<p>育成医療の申請は所得制限の導入、自己負担限度額の設定等、件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。</p> <p>区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成事業」を選択する対象者が増加していると推測される。</p>
他区の実 施状況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	選択権は区民にあるが、障害者自立支援法に基づく育成医療が、「子ども医療助成事業」に優先する旨を説明することで、理解を得よう努める。	引き続き「子ども医療助成事業」との関係性を説明し、区民の理解を求めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	身体に障害のある児童等の自立を支援するため必要な事業である。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	療育医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	療育医療給付（01 - 04 - 03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	児童福祉法20条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[ ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。				
内容	<p>（申請方法） 申請は療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を保健所長に提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。</p> <p>（給付内容） 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して、必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条の2による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。</p>				
経過	平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所については申請受付、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により区に事業が移行され審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。				
必要性	結核に罹患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	107	107	107	107	107	107	107	
予算額	107	107	107	107	107	107	107	
決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	107	
人件費等	854	424	407	87	85	0		
減価償却費				29	31	0		
【事務分担量】（%）	10	5	5	1	1	0		
合計（+ +）	854	424	407	116	116	0	107	
国（特定財源）								
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	98	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	6	
一般財源	854	424	407	116	116	0	3	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
申請件数	0	0	0	0	0	0	0	

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	診査事務委託基金	0	診査事務委託基金	0	診査事務委託基金	1
扶助費	医療費・学用品・日用品	0	医療費、学用品等	0	医療費、学用品等	106	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	申請件数	0	0	0	0	0	実績及び推計数値

（問題点・課題）	特別区に事務移管された平成12年度から24年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	結核り患児の入院費用等を助成する事業である。申請はないが、制度が存続するため現状を維持する。

況議（要旨）	
--------	--